

「注意・嚴重注意及び処分申請等に関する規則」の一部改定案

1 「注意・嚴重注意及び処分申請等に関する規則」(日本高等学校野球連盟)の改定案

(1) 第6条第1項の改定

ア 改定案

現在の第 6 条第 1 項本文を、以下のとおり、赤字部分を加入し、二重取消線部分を削除します。
(加盟校の事案の調査と報告)

第 6 条 加盟校の校長は、当該校の関係者について、本憲章に違反する事実~~を~~**を知り**があると考
~~え~~、または本憲章の理念を実現するために注意・嚴重注意**又は処分**が必要**であることを知った**
~~と~~~~考えられる~~ときは、直ちに、事実関係を調査し、各都道府県高等学校野球連盟に次の事項を
報告する。

イ 改正の理由

- 1 憲章第 5 条は、「学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体の役職員及び
審査員は、本憲章及び関係する学生野球団体の定める規則を遵守する義務を負い、本憲章の
理念に基づく学生野球の実現を目指す。」と定めています。
- 2 「指導者」が憲章違反の事態を把握した場合には、「本憲章の理念に基づく学生野球の実現
を目指す。」ために、この憲章違反の事実を是正することは、「本憲章及び関係する学生野球団
体の定める規則を遵守する義務」の履行です。
- 3 「注意・嚴重注意及び処分申請等に関する規則」は、憲章違反行為を把握し、この是正手続を
開始するのは、「指導者」が多いことに鑑み、第 6 条の定めをおいています。

第 6 条の定めは、校長が、客観的に憲章違反行為と考えるべき事実を把握した場合には、そ
の調査及び報告義務があるとする規定です。

- 4 しかしながら、現在の第 6 条本文は、次の点で是正が必要です。

(1) 「本憲章に違反する事実があると**考え**」または、「本憲章の理念を実現するために**注意・嚴重注意**が必要と**考えられるとき**」という文言となっており、

- ① 客観的に憲章違反行為と考えるべき事実を把握した場合に加えて、
 - ② 校長が、違反行為と考え、調査及び報告の必要性を認めた場合に限り、報告義務があると解される可能性がある文言となっています。
- (2) 「本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要」との記載は、「本憲章の理念を実現するために処分が必要」な場合を含む趣旨ですが、文理解釈としては、「本憲章の理念を実現するために処分が必要」な場合を含まないと解される可能性があります。
- 5 そこで、第 6 条の本来の趣旨が正確に理解される文言とするために、上記のとおり改正を提案します。
- 6 なお、第 6 条における「直ちに」とは、処分基準の「報告遅れ」に関する説明のとおり「本憲章に違反する事実を知り、または本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意又は処分が必要であることを知ったとき」から 3 日以内が原則となり、第一報は口頭報告でも可です。第一報が 3 日以内に行われていれば、最終的な書面での報告が 3 日を超えた場合であっても「報告遅れ」とはなりません。

(2) 第6条の2の追加

ア 改定案

次の規定を追加します。

(加盟校の指導者の報告)

第 6 条の 2 加盟校の指導者は、本憲章に違反する事実を知り、または本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要であることを知ったときは、直ちに、当該校の校長に対して、指導者が把握した事実を報告する。

イ 改正の理由

- 1 「指導者」の憲章違反行為義務は、憲章第 5 条の憲章遵守義務により生じているものです。「注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則」に校長以外の「指導者」の憲章違反行為の報告義務に関する定めがなくても、校長以外の「指導者」の憲章違反行為の報告義務は認められるものです。
- 2 しかしながら、現在の「注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則」では、校長に対してのみ、憲章違反行為に対する報告義務を定めているため、校長以外の「指導者」に対して報告義

務を課していないと誤解をされる可能性があります。

- 3 前項のような誤解を生じることがないように、校長以外の「指導者」についての憲章違反行為の報告義務に関する規定を上記のとおり新設します。

2 「注意・嚴重注意及び処分申請等に関する規則」(全日本大学野球連盟)の改定案

上記の改正は、「注意・嚴重注意及び処分申請等に関する規則」(全日本大学野球連盟)についても同様に必要であるため、これも改正します。

以上